

弁護士、公共政策大学院で学ぶ

京都大学公共政策大学院七期生

川口 創

京大公共での一年が過ぎました。この一年を振り返っての感想を一言で言えば、「大変だったけど、とても楽しかった」。弁護士の仕事と、二人の子どもの育児と大学院という三足のわらじを履き、しかも名古屋から京大に通うという高いハードルでしたが、「大学院に來させてもらって本当に良かった」というのが正直な感想です。

まず、授業が楽しい。勉強が楽しい。学生時代には感じたことがない感覚です(大学の時には真面目に授業に出た記憶ありません)。

大学院に行きたいと思ったのは、弁護士十年を過ぎたころでした。違憲判決を二件、無罪判決を三件とり、最高裁の大法廷も経験していた時でした。弁護士業界的には、達成感があったのは間違いありません。

しかし、一方で自分をすり減らし、社会を見る「物差し」も偏っていつているのが分かっていました。その中で「もっと純粹に他の視点を持たたい、勉強したい」という枯渇感が生まれてきました。大学院に來させてもらったのは、

そんな時期でした。京大公共は、まさに求めていたものがここにあったという感じです。贅沢な時間を過ごさせてもらっていると感謝しています。たぶん、学部からそのまま大学院に來られた方には実感が湧かないと思いますが、社会人の方達は素朴に勉強したいという感情を持って來ていると思います。京大公共のカリキュラムは、かなり幅広い範囲で、学問的な点と実務的な点、双方バランス良く学べることから、視野の広い人間を育成するという点でとても素晴らしいと思います。

大学院に來て良かったと思う理由のもう一つは、良い出会いがたくさんあったということです。直接学びたかった経済学の先生に出会えたことはもちろんですが、学生達も面白く、良い出会いに恵まれました。

学部から來た方達は、国家試験などを目指す人が多いですが、「勉強、勉強」という悲壮感がなく、行動力があって、何より明るい。被災地の支援に行ったり、限界集落問題に取り組んだり、その感性と行動力には脱帽です。皆とても活き活きしている印象を持ちました。私は法律事務所(中部地域最大手)の新人採用担当をしていたことがあります、採用担当的な視点で見ても、「一緒に仕事がしてみたい」と思える方達ばかりだと思います。京大公共は、良い人材

を育てているな、と思っています。

職業人も、多様なバックグラウンドの方ばかりで、本当に面白い。去年は、ほぼ毎週金曜日の夜には社会人飲みをしていて、いろいろな話



最高裁法廷に向かうヤクルトの古田さんを中心に。

題でいつも盛り上がっていました。仕事の枠を離れて、様々な話が出来た仲間が出来たことは一生の財産だと思います。

最後に、大学院で学ぶことが、「役に立つか」という点について少し考えてみます。

経営大学院だったりすると、学んだことをどう経営に活かすか、という点ですぐに「役に立

つ」のようですが、公共政策で学んでいることは、ただちに仕事に結びつくかと言われれば、そうではないかもしれません。

たとえば、「教育」の面で考えてみると、「経営」的な視点としては、たとえば塾を経営するときは経営的な知識は活きるでしょう。「どんな顧客層にターゲットを絞るか」という戦略があり、その戦略に従って売り上げをどう伸ばしていくか、利益を拡大してゆくことを第一に考える際に、「経営」を学ぶことは役に立つでしょう。同時に、戦略に合わない生徒を迎え入れる必要もないですし、やめてもらっても良い。前提にあるのは「契約自由の原則」だったり、「効率性」だったりします。

でも、「学校」という「公的」「パブリック」な場面では、そういう視点だけでことが足りる訳ではありません。私は少年事件などではしばしば学校と関わるのですが、学校には家庭の事情を抱えた生徒などもたくさんいて、学校は多様な生徒達を相手に向き合っていく必要がある。「契約自由の原則」で生徒を「切り捨てる」とは出来ません。学校という現場では「経営的視点」だけではなく、より広い「公共政策的な思考」が求められていくのだと思います。

しかし、残念ながら現実の教育現場では、公立学校であっても、安易に生徒が退学という形で

で切り捨てられている印象を持っています。また、雇用の現場や社会保障の現場でも、「人の切り捨て」はかなり広汎に行われています。

私自身は、社会全体に「契約自由の原則」的考え、「効率重視」の考えが過度に広がっている



名古屋高裁での違憲判決の時の様子。

のではないか、という危惧を持っています。その結果、憲法的に言えば、「個人の尊厳」が軽々しく踏みにじられています。私はこの現状にかなり危機感を抱いています。

もっと大きい視点で、教育政策をどうしていくか、雇用政策をどうしていくか、経済政策を

どうしていくかなどを考え、問題解決をしていかなければ、現場の問題は拡大する一方だ、ということをや日々の弁護士の業務を通じて実感しているところです。

社会には課題が山積しています。こういった時こそ、公共政策で学んでいる「公共的視点」が大事になってくるのではないかと思っています。私が言うのは僭越ですが、これから社会に出て行くという若い学生さん達には、是非京大公共で学んだことを活かして、より良い社会を作っていく先頭に立って欲しい、心からそう願っています。

川口 創・かわぐち はじめ



弁護士。名古屋市在住。
1972年埼玉県生まれ。
2008年4月17日に、
名古屋高裁において、
「航空自衛隊のイラク
での活動は憲法9条1
項に違反」との画期的
違憲判決を得る。

現在は「一人一票実現訴訟」にも積極的に参加。
著書『「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」判決文を読む』(大塚英志氏との共著)。